

事務連絡第341号
平成27年2月19日

各財務局理財部長等 殿

財務省主計局
司計課長 山本三夫

繰越（翌債）事務手続の一部改正について

平成22年1月15日事務連絡第23号「繰越（翌債）承認の促進について」の別添2を別紙のように改正し、平成27年2月19日から適用する。

2葉以上にわたる場合は、各葉の右上方に頁数/総頁数を付する。

箇所別調書及び理由書（明許繰越しに係るもの）の記載例

箇所別調書及び理由書（明許繰越しに係るもの）

(目の細分)〇〇〇

事項	箇所名	事業概要	(当初計画) 変更計画	支出負担行為 計画示達額	翌年度繰越額	事業完了 予定年月日	繰越事由
一級河川〇〇川河川改修工事	〇〇地先	〇〇市〇〇町字〇〇 護岸工 L=300m	設計積算 21年7月～10月 工事着手 21年11月 地元との調整 () 21年12月～22年1月 工事完成 (22年4月) 22年5月	円 150,000,000	円 (31,000,000) 50,000,000	22年5月31日	計画に関する諸条件 ア(騒音)(12月) (注) 前回の承認年月日等 平成××年××月××日付 〇〇財主2第〇〇号 既償債承認等ある場合は、既承認に係る「承認番号」、「承認年月日」を記載する。
	△△番から□□番	△△市△△町字△△ 用地買収A=250㎡ (△△番、〇〇番) 移転家屋1戸 護岸工 L=400m	補償交渉 (21年4月～9月) 21年4月～12月 工事着手 (21年10月) 22年1月 工事完成 (22年2月) 22年5月	250,000,000	50,000,000	22年5月31日	補償処理の困難 ア(位置)(7月～12月) 今回繰越しを必要とする事由と、その発生時期を記載する。(『箇所別調書及び理由書の繰越事由欄の記載方法(H22.1.15)』のとおり。)
	計	2 箇所			400,000,000	(31,000,000) 100,000,000	
一級河川××川河川改修工事 (国債H20歳出化分(H20-H22))	××地先から〇〇地先 △△地先から××地先	××市××町字×× 護岸工 L=500m	設計積算 21年7月～10月 工事着手 21年11月 市道の改修 () 21年12月 工事完成 (22年3月) 22年4月	100,000,000	20,000,000	22年4月30日	計画に関する諸条件 キ (12月に地元より市道改修工事の要望があり現場への進入が一時困難となったため) (H20.21.22 国債歳出化分) H20実績 300,000千円 H21 100,000千円 H22 180,000千円 計 580,000千円
	計	1 箇所		100,000,000	20,000,000		
2 件	合計	3 箇所		500,000,000	(31,000,000) 120,000,000		

(注) (目の細分)ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担当部課名 : 〇〇部〇〇課〇〇係
 担当者氏名 : 〇〇〇〇
 電話番号 : 000-000-0000

箇所別調書及び理由書（明許繰越しに係るもの）の記載例（災害復旧事業費関係）

2葉以上にわたる場合は、各葉の右上方に
頁数／総頁数を付する。

箇所別調書及び理由書（明許繰越しに係るもの）

今回繰越しを必要とする事由と、その発生時期を記載する。（『箇所別調書及び理由書の繰越し事由欄の記載方法（H22.1.15）』のとおり。）

（目の細分）河川等災害復旧事業費補助

事項	工事番号	工種及び 工事概要	河川名 路線名等	位置 (市町村字名)	支出負担行為 計画示達額	翌年度繰越額	工事完了 予定年月日	繰越事由
〇〇県に対する平成21年発生災害に係る河川等災害復旧事業費補助	第27号	橋梁 鋼桁工 L=54m	(主) 〇〇線	〇〇市〇〇	円 80,000,000	円 (31,000,000) 51,000,000	22年7月31日	計画に関する諸条件 イ（湧水）（1月下旬） (注) 前回の承認年月日等 平成××年××月××日付 〇〇財主2第〇〇号
事項名は、交付決定単位（地公体別、年災別）のうち工事未完成箇所を積上げた単位として差し支えない。	(注) 工事番号については、「目論見書」に記載された各箇所の工事番号を記載する。	(注) 工種については、河川・海岸・砂防・道路・橋梁・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・港湾・海岸保全・水路・林道・漁港施設等の別を記載する。	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省所管の場合「地区・路線・漁港名」とする。 港湾施設災害復旧事業費補助の場合「港湾名」とする。 		既承認の翌債で、「翌年度支出見込額」が承認時より増加したため、明許繰越しの承認を経ようとする場合には、翌債承認額を（ ）内書とする。			既翌債承認等ある場合は、既承認に係る「承認番号」、「承認年月日」を記載する。
災害復旧事業費について：従来より災害復旧事業として事項立てしている事業（※）のほか、簡素化・合理化が可能な災害復旧等事業費（例：都市災害復旧事業費補助など）については、当該様式で対応して差し支えない。 (※) 従来の災害復旧事業費は、平成10年12月16日付事務連絡第16号「平成10年度災害復旧事業等の翌債、繰越し手続の簡素化について」に基づいており、対象予算科目は次のとおり限定されていた。 [国土交通省所管] 直轄河川等災害復旧費 直轄河川等災害関連緊急事業費 河川等災害復旧事業費補助 河川等災害復旧助成事業費補助 河川等災害関連事業費補助 [農林水産省所管] 農業用施設災害復旧事業費補助 農地災害復旧事業費補助 海岸保全施設等災害復旧事業費補助 農業用施設等災害関連事業費補助 鉍毒対策事業費補助 治山施設災害復旧事業費補助 林道施設災害復旧事業費補助 治山施設等災害関連事業費補助 災害関連緊急治山等事業費補助 林地崩壊対策事業費補助 森林災害復旧造林事業費補助 漁港施設災害復旧事業費補助 漁港施設災害関連事業費補助								
1	件	合計	1	箇所		80,000,000	(31,000,000) 51,000,000	

(注) (目の細分) ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担当部課名 : 〇〇部〇〇課〇〇係
 担当者氏名 : 〇〇〇〇
 電話番号 : 000-000-0000

箇所別調書及び理由書（翌債）の記載例

2葉以上にわたる場合は、各葉の右上方に
頁数／総頁数を付する。

箇所別調書及び理由書（翌債承認に係るもの）

（目）地方道路整備臨時交付金

事 項	箇 所 名	事 業 概 要	（ 当 初 計 画 ） 変 更 計 画	翌年度にわたる 債務負担を必要 とする 額	左の額の支出見込額内訳		事 業 完 了 予定年月日	事 由
					本年度分	翌年度分		
〇〇県道路交付金	(主) 〇〇線 △△地先 □□地先 ××地先	〇〇市〇〇町字〇〇 橋脚耐震工事 3脚	地元との調整 関係機関との協議 (21年4月) 21年4月～12月 設計積算 (21年5月～6月) 22年1月～2月 工事期間 (21年7月～10月) 22年3月～6月	円 5,000,000	円 2,000,000	円 3,000,000	22年6月30日	計画に関する諸条件 カ (道路交通法・〇〇公安委員会) (4～12月) 今回繰越しを必要とする事由と、その 発生時期を記載する。(『箇所別調書 及び理由書の繰越事由欄の記載方法 (H22. 1. 15)』のとおり。)
	(一) △△線 □□番～〇〇番 △△番～××番	△△市△△町字△△ 歩道橋設置 用地買収A=120㎡ (〇〇番、△△番□□)	用地買収 (21年4月) 21年4月～22年5月	60,000,000	24,000,000	36,000,000	22年5月31日	用地の関係 ア (価格) (4月)
	計	2 箇所		65,000,000	26,000,000	39,000,000		
××市道路交付金	(市) ××線 ××地先から□□地先	××市××町字×× 電線共同溝工 L=200m	電線管理者との調整 (21年4月～8月) 21年4月～22年2月 工事期間 (21年8月～22年2月) 22年2月～8月	16,800,000	0	16,800,000	22年8月31日	計画に関する諸条件 オ (電気) (7月～2月)
	計	1 箇所		16,800,000	0	16,800,000		
2 件	合 計	3 箇所		81,800,000	26,000,000	55,800,000		

（注）（目の細分）ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担当部課名 : 〇〇部〇〇課〇〇係
担当者氏名 : 〇〇〇〇
電話番号 : 000-000-0000

箇所別調書及び理由書（翌債）の記載例（災害復旧事業費関係）

2葉以上にわたる場合は、各葉の右上方に頁数／総頁数を付する。

箇所別調書及び理由書（翌債承認に係るもの）

（目の細分）河川等災害復旧事業費補助

事項	工事番号	工種及び工事概要	河川名 路線名等	位置 (市町村字名)	翌年度にわたる 債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳		工事完了 予定年月日	事由					
						本年度分	翌年度分							
〇〇県に対する平成21年発生災害に係る河川等災害復旧事業費補助	第27号	橋梁 鋼桁工 L=54m	(主) 〇〇線	〇〇市〇〇	円 80,000,000	円 49,000,000	円 31,000,000	22年7月31日	計画に関する諸条件 ア（振動）（1月） 今回繰越しを必要とする事由と、その発生時期を記載する。（『箇所別調書及び理由書の繰越事由欄の記載方法(H22.1.15)』のとおり。）					
	計	1箇所			80,000,000	49,000,000	31,000,000							
××市に対する平成21年発生災害に係る河川等災害復旧事業費補助	第111号	河川 石積工 L=25m	××川	××市字〇〇	4,000,000	2,000,000	2,000,000	22年6月15日	用地の関係 イ（8月）					
	第123号	砂防 環境保全型ブロック工 L=24m	△□川	××市△□	6,000,000	3,000,000	3,000,000	22年6月9日	計画に関する諸条件 ア（水質汚濁）（10月）					
	事務費 計				1,000,000	0	1,000,000	事務費支出 予定年月日 22年7月15日	計画に関する諸条件 ア（水質汚濁）（10月）					
		(注) 工事番号については、「目論見書」に記載された各箇所の工事番号を記載する。							複数の工事に係る事務費を一括計上する場合は、繰越額が一番大きい工事の事由を記載する。					
事務費を区分計上する場合の記載例		(注) 工種については、河川・海岸・砂防・道路・橋梁・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・港湾・海岸保全・水路・林道・漁港施設等の別を記載する。	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省所管の場合「地区・路線・漁港名」とする。 港湾施設災害復旧事業費補助の場合「港湾名」とする。 											
<p>災害復旧事業費について：従来より災害復旧事業として事項立てしている事業（※）のほか、簡素化・合理化が可能な災害復旧等事業費（例：都市災害復旧事業費補助など）については、当該様式で対応して差し支えない。</p> <p>（※） 従来の災害復旧事業費は、平成10年12月16日付事務連絡第16号「平成10年度災害復旧事業等の翌債、繰越手続の簡素化について」に基づいており、対象予算科目は次のとおり限定されていた。</p> <table border="0"> <tr> <td> <p>【国土交通省所管】</p> <ul style="list-style-type: none"> 直轄河川等災害復旧費 直轄河川等災害関連緊急事業費 河川等災害復旧事業費補助 河川等災害復旧助成事業費補助 河川等災害関連事業費補助 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害関連緊急砂防等事業費補助 港湾施設災害復旧事業費補助 </td> <td> <p>【農林水産省所管】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業用施設災害復旧事業費補助 農地災害復旧事業費補助 海岸保全施設等災害復旧事業費補助 農業用施設等災害関連事業費補助 鉍毒対策事業費補助 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 治山施設災害復旧事業費補助 林道施設災害復旧事業費補助 治山施設等災害関連事業費補助 災害関連緊急治山等事業費補助 林地崩壊対策事業費補助 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 森林災害復旧造林事業費補助 漁港施設災害復旧事業費補助 漁港施設災害関連事業費補助 </td> </tr> </table>										<p>【国土交通省所管】</p> <ul style="list-style-type: none"> 直轄河川等災害復旧費 直轄河川等災害関連緊急事業費 河川等災害復旧事業費補助 河川等災害復旧助成事業費補助 河川等災害関連事業費補助 	<ul style="list-style-type: none"> 災害関連緊急砂防等事業費補助 港湾施設災害復旧事業費補助 	<p>【農林水産省所管】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業用施設災害復旧事業費補助 農地災害復旧事業費補助 海岸保全施設等災害復旧事業費補助 農業用施設等災害関連事業費補助 鉍毒対策事業費補助 	<ul style="list-style-type: none"> 治山施設災害復旧事業費補助 林道施設災害復旧事業費補助 治山施設等災害関連事業費補助 災害関連緊急治山等事業費補助 林地崩壊対策事業費補助 	<ul style="list-style-type: none"> 森林災害復旧造林事業費補助 漁港施設災害復旧事業費補助 漁港施設災害関連事業費補助
<p>【国土交通省所管】</p> <ul style="list-style-type: none"> 直轄河川等災害復旧費 直轄河川等災害関連緊急事業費 河川等災害復旧事業費補助 河川等災害復旧助成事業費補助 河川等災害関連事業費補助 	<ul style="list-style-type: none"> 災害関連緊急砂防等事業費補助 港湾施設災害復旧事業費補助 	<p>【農林水産省所管】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業用施設災害復旧事業費補助 農地災害復旧事業費補助 海岸保全施設等災害復旧事業費補助 農業用施設等災害関連事業費補助 鉍毒対策事業費補助 	<ul style="list-style-type: none"> 治山施設災害復旧事業費補助 林道施設災害復旧事業費補助 治山施設等災害関連事業費補助 災害関連緊急治山等事業費補助 林地崩壊対策事業費補助 	<ul style="list-style-type: none"> 森林災害復旧造林事業費補助 漁港施設災害復旧事業費補助 漁港施設災害関連事業費補助 										
2	件	合計	4	箇所		91,000,000	54,000,000	37,000,000						

（注）（目の細分）ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担当部課名：〇〇部〇〇課〇〇係
 担当者氏名：〇〇〇〇
 電話番号：000-000-0000

『箇所別調書及び理由書の繰越事由欄の記載方法 (H22. 1. 15)』

※繰越事由を記号によって記載する場合は、災害復旧等事業も含めて、全ての省庁及び全ての事業について下記の区分による記号を使用することとし、統一を図る。

また、繰越事由発生時期を明記すること（事業の進捗状況・繰越事由等とその発生時期が適正であるか、検討すること。）。

事由	説 明	記 載 例	類 似 例
計 画 に 関 す る 諸 条 件	ア 工事の施行に伴い発生する〇〇問題（例：公害、騒音、振動、水質汚濁等）について、地元との調整に不測の日数を要したため（補償処理に関するものを除く）	計画に関する諸条件 ア （公害）（〇月～〇月）	粉塵、煤煙、悪臭、電波障害、日照権、渋滞、迂回路、通行規制期間、通行規制時間、占用許可物件（上下水道、電気、ガス、各種通信施設）の移設 ※漁協との調整は原則としてここで記載する
	イ 工事の施行に伴い発生した状況変化（土質、埋蔵物、湧水、地盤等）に伴う施行能率の低下により不測の日数を要したため	計画に関する諸条件 イ （埋蔵物）（〇月下旬）	※埋蔵文化財の調査による遅延は「計画に関する諸条件 カ」とする
	ウ 工事の施行に伴う工事用資材等の運搬路の選択に当たり、地元との調整に不測の日数を要したため	計画に関する諸条件 ウ （運搬路選択）（〇月）	※運搬路の被災による遅延は「資材の入手難 ウ」とする
	エ 基本計画の策定・変更（工事着工箇所、面積、建物の配置、規模、収用人員等）に不測の日数を要したため	計画に関する諸条件 エ （建物の配置）（〇月上旬）	位置（敷地の選定、し尿・ごみ・火葬場の位置、建物等の配置（日照権、電波障害）、仮収容施設の設置法線の変更、橋梁の位置）、道路・河川法線の変更
	オ 他事業（災害、上下水道、電話、電気、ガス、鉄道、河川等）との調整に不測の日数を要したため	計画に関する諸条件 オ （河川）（〇月上旬～〇月下旬）	※他事業とは、事業主体または所管省庁の異なる事業をいう ※事業主体及び所管省庁が同一の場合は「計画に関する諸条件 キ」とし、具体的事由を記載すること
カ	関係機関との協議・許認可等に不測の日数を要したため	計画に関する諸条件 カ （河川法・〇〇県）（〇月～〇月）	〇〇法・〇〇局、〇〇法・〇〇県市町村、道路交通法・〇〇公安委員会（警察署）、文化財保護法・〇〇教育委員会、〇〇法・JR等 ※関係機関とは、当該事業に利害関係がなく、事業実施者が当事者以外に対して協議・許認可を得ることが必要とする第三者機関である。
キ	その他（具体的事由を記載すること）	計画に関する諸条件 キ （〇月の入札不調の結果を踏まえた〇〇の計画変更（見直し）） キ （〇月に契約相手の倒産による〇〇の計画変更（見直し））	入札不調等（計画変更・見直しの検討を実施した事案に限る。なお、具体的計画変更・見直し内容を記載すること。）、 契約相手の倒産（計画変更・見直しの検討を実施した事案に限る。なお、具体的計画変更・見直し内容を記載すること。）、 低入札価格調査による遅延、地元からの工事に直接は関係ない要望、希少生物への影響についての学識経験者との検討調整、地震による手戻り

設計に関する諸条件	ア	工法を選択に当たり、不測の日数を要したため	設計に関する諸条件 ア (基礎工法) (〇月)	基礎工法、土質、埋蔵物、地すべり発生 ※事前設計段階における複数の工法からの選択が該当する。
	イ	設計の変更を生じたので設計変更、契約変更等の手続に不測の日数を要したため	設計に関する諸条件 イ (湧水処理) (〇月)	湧水処理の追加、岩盤線変更による杭長の変更、基礎地盤改良 ※契約締結後における現場状況から生じたものが該当する。
	ウ	その他 (具体的事由を記載すること)	設計に関する諸条件 ウ (〇月の入札不調の結果を踏まえた〇〇の設計変更 (見直し)) ウ (〇月に契約相手の倒産による〇〇の設計変更 (見直し))	<u>入札不調等 (設計変更・見直しの検討を実施した事案に限る。なお、具体的設計変更・見直し内容を記載すること。)</u> 、 <u>契約相手の倒産 (設計変更・見直しの検討を実施した事案に限る。なお、具体的設計変更・見直し内容を記載すること。)</u>
気象の関係	ア	豪雨のため (〇月)	気象の関係 ア (豪雨) (〇月)	(注) 異常気象を理由とするときは、例年と比較して気象の異常が認められる場合に限る。
	イ	豪雪のため (〇月)	気象の関係 イ (豪雪) (〇月)	
	ウ	風浪のため (〇月)	気象の関係 ウ (風浪) (〇月)	
	エ	その他 (具体的事由を記載すること)	気象の関係 エ (具体的事由を簡記する) (〇月)	落雷、竜巻
用地の関係	ア	用地買収の交渉に伴い発生する〇〇問題 (例: 価格、相続、境界、代替地等) により、用地の取得が遅延したため	用地の関係 ア (価格) (〇月)	位置、面積、境界 (含む地区混乱、地区訂正)、収用、所有権、代替地 (上物なし) 要求、相続、時期、本人の病気
	イ	工事用地 (工事施行に必要な敷地) の借上げ交渉が難航したことにより、工事の施行が遅延したため	用地の関係 イ (価格) (〇月上旬～〇月下旬)	位置、価格、境界 (含む地区混乱、地区訂正)、代替地 (上物なし) 要求、相続、時期、本人の病気、原状回復方法 ※対象は、資材置場、重機置場、掘削土砂仮置場、仮設道路等の工事中の仮設用地 ※借上げは有償、無償を問わない
	ウ	その他 (具体的事由を記載すること)	用地の関係 ウ (具体的事由を簡記する) (〇月)	仮換地の指定遅延 ※買収によらない事業用地の取得についてはここで記載する。

補償処理の困難	ア	工事施行上障害となる〇〇（例：家屋又は工作物の撤去・移転、立木伐採、漁業権等）に係る補償交渉に不測の日数を要したため	補償処理の困難 ア（家屋の移転）（〇月～〇月）	価格、位置、面積、相続、時期、収用、所有権、残地、本人の病気 ※対象は、物件（建物、工作物、樹木、墓地）及び権利（所有権、漁業権、耕作権、用排水権、営業権）である。 移転先（上物あり）要求（詮索、買収、造成、移転工法）
	イ	工事の施行に伴い発生する〇〇問題（例：公害、騒音、振動、水質汚濁等）について、地元との調整に不測の日数を要したため	補償処理の困難 イ（公害）（〇月～〇月）	汚水、排水、粉塵、煤煙、悪臭、日照権、電波障害
	ウ	その他（具体的事由を記載すること）	補償処理の困難 ウ（具体的事由を簡記する）（〇月）	
資材の入手難	ア	価格高騰又は工事箇所が地域的に集中したことにより、〇〇資材（例：セメント、ブロック、鋼材等）の不足を来したため	資材の入手難 ア（セメント）（〇月）	
	イ	工事箇所が地域的に集中したことにより、労務者の手配調整に不測の日数を要したため	資材の入手難 イ（労務者）（〇月下旬）	
	ウ	運搬路（工事前仮設道路を含む）の災害などにより現場への資材の運搬が不能となったため	資材の入手難 ウ（災害）（〇月下旬）	
	エ	特注品の納期が遅延したため	資材の入手難 エ（納期遅延）（〇月上旬）	
	オ	その他（具体的事由を記載すること）	資材の入手難 オ（具体的事由を簡記する）（〇月）	
又は研究方式の決定の困難 試験研究に際しての事前調査	ア	事前調査に予想外の日数を要したため	試験・研究 ア（〇月～〇月）	当初予定していなかった情報収集の必要、再調査の必要、新たな知見の出現
	イ	研究方式の決定に予想外の日数を要したため	試験・研究 イ（〇月）	審査方法・方針の決定、研究者の調整、研究材料の決定、当初予期しなかった知見の出現
	ウ	その他（具体的事由を記載すること）	試験・研究 ウ（具体的事由を簡記する）（〇月）	
丙号線越明許費要求書に掲げられた事由のうち上記以外のもの			相手国との交渉の関係 （具体的事由を簡記する）（〇月）	「相手国との交渉の関係」、「相手国の事情」、「請求の遅延」、「調査方法の決定の困難」、「〇〇の調査確認の困難」等

その他	その他 (具体的事由を記載すること)	その他 (具体的事由を簡記する) (〇月)	<u>※別途指示したものに限る (事前相談されたい)</u>
-----	--------------------	--------------------------	--------------------------------

※ 繰越事由の適用にあたっては、「説明」欄の記載内容に具体的事案を照らし合わせ判断すること。